

男鹿市告示第109号

男鹿市被災者生活再建支援金支給要綱を次のように定める。

令和5年9月22日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和5年7月14日から的大雨により市内においてその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対し、生活の再建を支援するため、男鹿市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により準半壊以上の被害を受けた世帯をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、令和5年7月14日からの大雨により、準半壊以上世帯（当該自然災害によりその居住する住宅に準半壊以上の被害を受け、補修等を行わず、市内において、新たな住宅への住み替えをする世帯）となった世帯主（以下「支給対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

2 支援金の支給は、口座振込の方法による。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、男鹿市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 罹災証明書
- (3) 住宅を建設、購入又は賃借を行ったことを示す契約書等（支援対象者と同一世帯に属する者が契約者である場合に限る。）の写し
- (4) 振込先口座を確認できる預金通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、令和7年1月13日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情により、被災世帯が同項に規定する期間内に申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定)

第6条 市長は、第4条の申請書の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、男鹿市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により通知し、遅滞なく申請者に支援金を支給するものとする。

2 市長は、支援金を支給することが適当と認められない場合は、男鹿市被災者生活再建支援金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 第4条の規定による申請内容のとおりに住宅の建設等を実施しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合は、男鹿市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により当該支給決定を受けた者に通知し、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の返還を求めるものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年7月14日から適用する。

別表（第3条関係）

被害区分	再建区分	支給額
準半壊以上	住宅の建設及び購入	1,000,000円
	賃借（公営住宅以外）	250,000円

※再建区分について2以上の該当がある場合は、支給額が最も高い額を上限とする。